

議案第47号 朝霞市職員定数条例の一部を改正する条例

市長公室政策企画課

1 改正理由

福祉分野の業務量の増加や福祉複合施設及び4市共用火葬場設置などに対応するため、定数条例で定める部局ごとの職員数の上限について改正を行う。

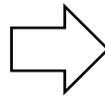
内容としては、市長の事務部局の職員を現行の630人から、13人増やし、643人とする。

また、教育委員会の事務部局の職員については、定数が実数を大きく上回っていることから現行の138人から、13人減らし、125人とする。

これらの改正により、全部局を合計した職員定数は、現行と同じ830人となる。

2 条例案の概要

部 局	現行定数
市長の事務部局の職員	630人
議会の事務部局の職員	9人
選挙管理委員会の事務部局の職員	4人
監査委員の事務部局の職員	5人
公平委員会の事務部局の職員	1人
農業委員会の事務部局の職員	4人
教育委員会の事務部局の職員	138人
水道企業の事務部局の職員	39人
計	830人



部 局	改正後定数
市長の事務部局の職員	643人
議会の事務部局の職員	9人
選挙管理委員会の事務部局の職員	4人
監査委員の事務部局の職員	5人
公平委員会の事務部局の職員	1人
農業委員会の事務部局の職員	4人
教育委員会の事務部局の職員	125人
公営企業の事務部局の職員	39人
計	830人

※網掛け部分を変更

3 施行日

公布の日から施行する。

担当

市長公室政策企画課政策企画係

電話 463-3089